

日教庶第103号  
令和4年(2022年)5月13日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

### 令和4年度第2回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第2号により、下記のとおり令和4年度第2回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

#### 開催日時

令和4年(2022年)5月19日(木) 午後2時

#### 開催場所

506会議室

#### 案件

#### 議案

第8号 令和4年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について

第9号 平山小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

第10号 教育委員会職員の分限休職について

第11号 日野市立学校長の措置について

第12号 日野市立学校長の措置について

#### 請願

第4-1号 堀川拓郎氏の教育長就任を機に、国家権力の政策よりも個人（児童・生徒一人一人）の人権の方を大切にする教育行政とするよう求める請願

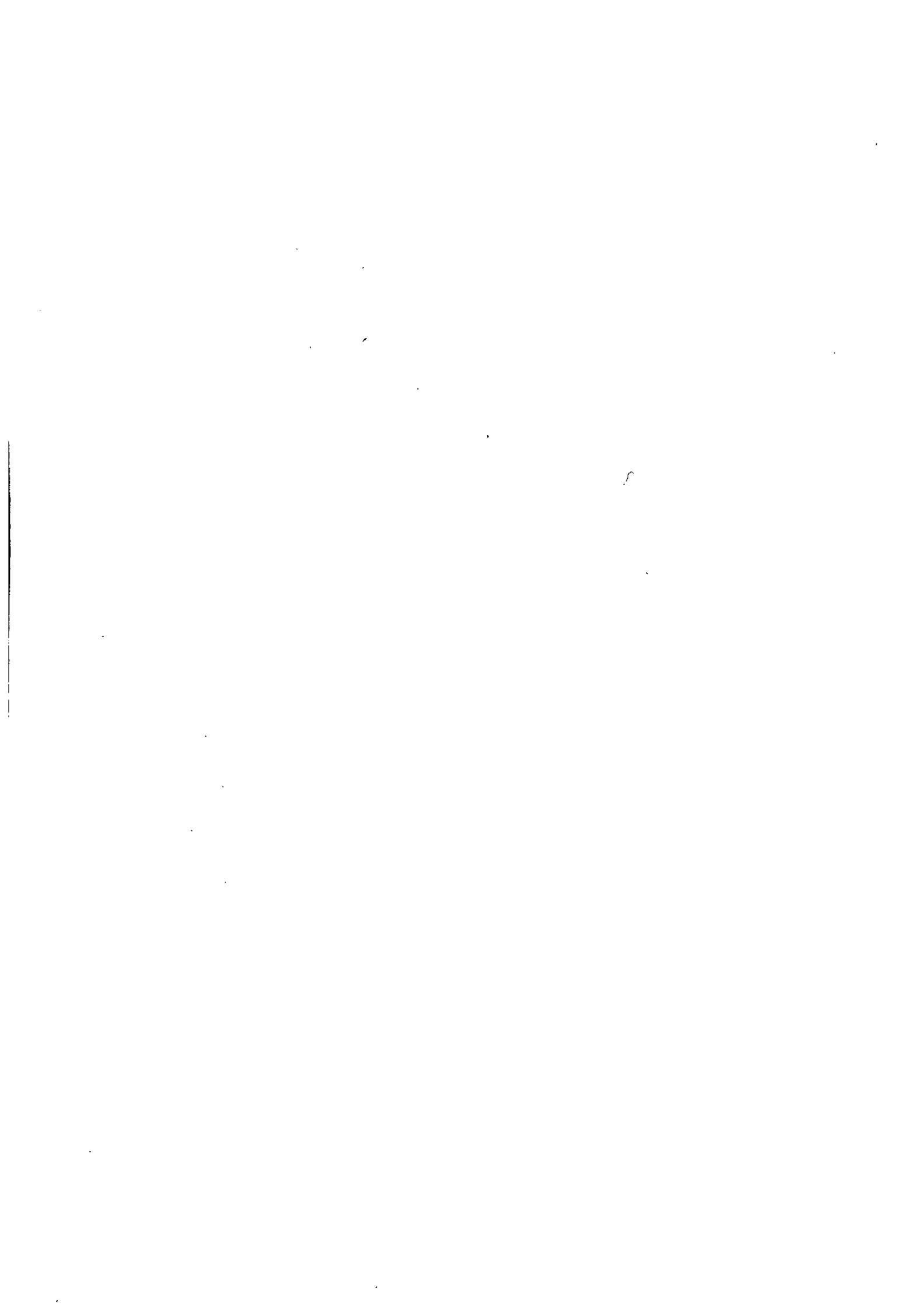
#### 報告事項

第5号 「新型コロナウイルス感染症対策に関する令和4年4月15日以降の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について

第6号 行政情報の公開請求

第7号 令和4年度「選べる学校制度」実施状況について

第8号 保有個人情報の開示請求



議案第8号

令和4年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第3条の規定に基づき、令和4年度日野市教育委員会評価委員を委嘱するものです。

## 令和4年度日野市教育委員会評価委員

《令和4年度日野市教育委員会評価委員 名簿》

	氏名	住所	備考
1	山口 仁一		ヤマグチロボット研究所代表
2	蟹江 杏		画家

### 《関係法令》

#### 日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

- 第3条 教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、その客観性を確保するために、教育に  
関し学識経験を有する者の意見を求めるものとする。
- 2 学識経験者は、学校教育及び生涯学習に関して識見を有する者2名をもって充てる。
  - 3 学識経験者は、教育委員会が委嘱する。
  - 4 学識経験者には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

議案第9号

平山小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

## 日野市立平山小学校学校運営協議会委員

「**日野市立平山小学校学校運営協議会委員 解任者**」

番号	氏名	住所	解任理由	期数
1	伊藤 康子	[REDACTED]	P T A会長交代のため	3

解任日：令和 4年（2022年）4月30日

「**日野市立平山小学校学校運営協議会委員 任命者**」

番号	氏名	住所	備考	期数
1	旗野 あづさ	[REDACTED]	P T A会長 (保護者)	新

任期：自 令和 4年（2022年）5月 1日

至 令和 6年（2024年）3月31日

### 《関係法令》

#### 日野市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
  - (2) 地域住民
  - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
  - (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

### （任期）

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第10号

教育委員会職員の分限休職について

上記議案を提出する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職を発令するものです。

非公開

議案第11号

日野市立学校長の措置について

上記議案を提出する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

非公開

議案第12号

日野市立学校長の措置について

上記議案を提出する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

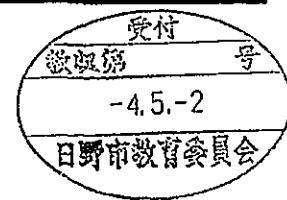
非公開

## 請願審査

請 願 番 号	請願第4-1号
受 付 年月日	令和4年5月2日
件 名	堀川拓郎氏の教育長就任を機に、国家権力の政策よりも個人（児童・生徒一人一人）の人権の方を大切にする教育行政とするよう求める請願
請願者 住 所 氏 名	[REDACTED]

堀川拓郎氏の教育長就任を機に、国家権力の政策よりも個人(児童・生徒一人一人)の人権の方を大切にする教育行政とするよう求める  
請願

教育行政研究会



### 1 請願の背景と柱（最高裁旭川学力テスト判決の遵守）等

始めに、5月19日(木)の審議では、請願の内容の意見陳述を希望します。会場がたとえ506会議室であっても、性能の良いマイクを使用する（堀川拓郎氏と、教育委員の高木健夫氏・西田敦子氏・真野広氏・東桜子（あずまさくらこ）氏の机上に必ず最低「2人に1本」置く）ようお願いしたい。2020年9月は、特に東桜子氏は声が小さい上に、マスクの中で声がくぐもつて、何を言っているか、全く聞き取れなかつたので。なおスピーカーの向きは、委員の方に向けるのではなく傍聴席の方に向けること！

引退した米田裕治（ひろはる）氏（1956年生）の後任の教育長に、4月1日付で文部科学省総合教育政策局教育デジタルトランスフォーメーション推進室室長補佐だった堀川拓郎（たくろう）氏（1987年生）が就任しました。

本会の記憶の範囲では、市役所生え抜き等ではない、文科省から出向の教育長は初めてなので、（1）「（国家権力が）誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」のは、「憲法26条・13条…からも許されない」と判じた、1976年の最高裁旭川学力テスト判決を遵守し、（2）国家権力（文科省・都教育委員会）の政策のうち、国家主義イデオロギーや政治色の濃い政策を押し付けるのではなく、日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」に則り、「（国家権力は一人一人の）思想・良心の自由は、これを侵してはならない」と定めた第19条、「（特

に児童・生徒・教職員・保護者一人一人の）信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」

「（特に児童・生徒・教職員・保護者一人一人の）一切の表現の自由は、これを保障する」と規定した第20・21条、更に子どもの権利条約を遵守した教育行政とするよう、強く求めます。

文科省には大江耕太郎さんや村尾崇さんのように、市民の話に真摯に耳を傾け、誠実に応答する人もいますが、エリートぶって市民（庶民）の意見を無視し、国家権力（保守系政治家や文科省幹部）の方ばかり向いている者もいます。堀川拓郎さんは本市在職中も、文科省に戻った後も、前者でいてほしい、と切に願います。

### 2 請願事項

2-1 第一次安倍政権が教育基本法を改悪し盛った“國を愛する態度”的教化（indoctrination）は、前掲の憲法第19条～第21条に違反する。

“國を愛する態度”的教化は、後掲の「☆印」の参院教育基本法特別委員会で、当時の伊吹文明・文部科学大臣（1938年1月9日生の84歳。自民党衆院議員を12期で引退）が答弁してしまった通り、極めて政治絡みであり、教育基本法第14条2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」にも反する（【注】参照）。

よって、社会・道徳・特別活動・音楽等で“國を愛する態度”的教化はやめてもらいたい。

但し対案は「2-3」に示す。

↓

☆ 2006年11月27日の参院教育基本法特別委員会で、伊吹文明氏は、“國を愛する態度”的教化が、“国防教育”（憲法改“正”草案なるものが「日本国民は、國《略》を誇りと氣概を持って自ら守」れと強制する、憲法違反の“国防の義務”なるもの（育鵬社の中学公民“教科書”も明記））に直結すると実質、受け取られる答弁をした。

また文科省の役人らが教育基本法改定の“政治活動”に奔走していた当時、中教審会長を務めた鳥居泰彦・元慶應義塾大学学長（1936年10月15日生。19年7月1日、82歳で死去）は13年11月11日、文科省・道徳教育の充実に関する懇談会（鳥居氏が座長）で、「道徳の指導内容に自己犠牲と我慢を明記するのがよい」と発言。

これらは“愛國心”的教化が、旧文部省著作の“国定教科書”に対し終戦直後墨塗りの対象にな

った、戦前・戦中（あるいは現代の全体主義国）の“国防教育”と一体化する危険性の証左といえる。

【注】教育基本法第14条1項の「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」は、大切である。

2-2 後掲の「☆印」の『紙の爆弾』2018年4月号（教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆。抜粋。全文は後日、メールで情報提供する）が暴いた、以下の“愛国心”強制の道徳授業の実態を“反面教師”にし、武蔵村山市教育委員会が実施し、不評だった「我が国を愛する態度を育てる」がテーマの道徳や社会での公開授業や研究指定校の“指定”を文科省や都教委が押し付けてきても、撥ね返してほしい。

対案として生命尊重や人権尊重の教育の推進を求める。

↓

☆ 道徳の改訂指導要領の「考え、議論する道徳」「多面的・多角的に考え、自己の（中学は「人間としての」）生き方についての考えを深める」というキャッチフレーズに反する「押し付け道徳」の授業を二つ、紹介する。

一つ目。武蔵村山市教育委員会は、持田浩志氏が教育長に就任以来、市教委の教育目標にを明記。採択した教科書は社会が育鵬社、道徳が教育出版だ。

同市教委が市立小・中四校にやらせてきた、「我が国を愛する態度を育てる」がテーマの道徳公開授業（都教委共催。第十小を会場に、四校の児童・生徒を集めた合同授業）を筆者は一〇年一月に取材した。

四年生の教室では、男性教員が「平成5年、サッカー日本代表チームに選出された中山雅史選手」の自作教材を使い、「日本人を代表してやる試合や大会の始めに必ず国歌を歌います。胸に手を当て、國の代表として堂々と歌います」と朗読。男児が間髪を入れず大きな声で「国歌・君が代です！」と応じた。

この教員は「平成十年の試合で中山選手は腕を骨折したが、最後まで戦い、W杯で日本初の得点を取ることができた」とのエピソードを紹介し、「なぜ最後まで戦ったか」と発問。

普通の児童なら「チームのため。ファンのため」と答えるだろうが、教員は「青いユニフォームの国旗の重要性に触れる」と明記した指導案に沿い、「日本のために戦いました」という答えに誘導していた。

参観した保護者や地域住民らは終了後、廊下で「骨折しても戦い続けるのを美化すること自体、教育上不適切」「指導案には『日本のよさに気付き、我が国を誇りに思う心情が高まつたか』が評価規準とある。憲法の思想・良心の自由を侵害する思想教育、特定の価値観の押し付けだ」と語っていた。

二つ目。明治図書発行の教育専門誌『道徳教育』〇六年十一月号の六二頁～六四頁は、島取市立高草中の“愛国心育成の方策”に関する“実践報告”を掲載。授業者・村尾行也教諭は三年生に、「日本人の魂とはどんなものがあるか？」と宿題を出し、「武士道・日本刀」等の答えを引き出し、板書で印象付け。

この後、村尾教諭が使用した教材「オヤジの背中で『和』の字が踊る」の“ねらい”には、「NYの日本料理店の経営者のオヤジが、店の中央にある和太鼓を酔った客に叩かれ、怒って突き飛ばす。オヤジの和太鼓への思いから、日本人の魂とは何か、考察する」と明記。

“愛国心=日本人の魂”に至上の価値を抱き、自らナショナリストと称し、それを踏みにじられたと主張、人に平然と暴力を振るうオヤジに同調する複数の生徒。村尾教諭は「暴力に訴えることには問題あるが」と一応、断りつつ「オヤジの強い怒りにしっかりと共感させておきたい」と主張している。

結果、生徒たちは「オヤジにとって和太鼓は、日本人である自分の魂の拠り所だ。自國を愛する心がないと世界では通用しない」との感想を発表。偏向教育・洗脳教育だ。

こうした“愛国心”教育は、良識ある多くの教職員や父母が求める道徳の内容項目「生命尊重」と真逆の、国のために自己犠牲（死）を厭わない子どもづくりにつながる危険性がある。

2-3 後掲の「☆印」の『紙の爆弾』2018年4月号（抜粋）が提言する、“愛国心”ではない、伝統・文化理解教育の推進を求める

☆ “愛国心”教育をやめ伝統・文化理解教育に  
都教委の研究団体である東京都小学校道徳教育研究会（都小道。校長や教諭らで構成）が今年一月二十九日、世田谷区立松ヶ丘小学校で開催した研究発表会で配布した『平成29年度研究集録』によれば、一七年八～九月、都の各地区の教員一二一人対象の調査で、道徳の内容項目のうち“愛国心”は、「教師が授業で指導が難しいと感じる内容項目」の二番手だった。

小学校指導要領の内容「17」“愛国心”の項は五・六年生では、「我が國や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、國や郷土を愛する心をもつこと」と規定。この文言の後段の「國や」以降を削除すれば（「郷土」は残してもよいが）、“国防”や自己犠牲につながる危惧は解消するだろう。

この日の公開授業では、風呂敷など「伝統と文化の尊重」を学び、考えるのに注力する授業を行なっており、父母や研究者が安心して参観していた。

教員の指導は指導要領の「…先人の努力を知るまでに留め、「國を愛する」か否か（「國を愛する」のも「國や政府を批判し変えること」も含め）は、授業後や将来の児童の判断に委ねこそ、児童の思想・良心の自由を大切にする民主主義の道徳教育ができるのではないか。筆者はこの方向での指導要領改正を世論に訴えたい。

**2-4** 本会は“愛国心”や、行き過ぎた“公共の精神”以外の道徳教育は推進するべきだと考え、行動しているが、道徳の教科化は文科省の調査官（その背後には検定審議会を隠れ蓑にした保守系政治家がいる！）による教科書検定と、指導要録への“評価”記入強制を伴うので反対だ。児童生徒の心の中を（国家権力の末端にいるとはい）他人である教員が“評価”するのは問題あり、と考えるからだ。

ただ道徳の“評価”は、指導要領や2016年7月29日付・藤原誠事務次官通知では「数値でなく、成長をほめる個人内評価、大括りで。観点別評価は禁止」なので一安心はしているが、社会は観点別評価がある。

後掲の「☆印」の『紙の爆弾』2018年4月号（抜粋）が暴いた、社会科通知表の“愛国心”強制の観点別評価は、（現在はやっていないと思うが、）今後も絶対にやらないようにしてほしい。

また、堀川拓郎さんは本市在職中も、文科省に戻った後も、『指導要領解説・特別活動編』の波線（～～線）部の「…日本人としての自覚を養い、國を愛する心を育てる…ため」という、外国人児童生徒の人権への配慮を欠く、排外主義的な文言を削除するよう、努めてほしい。更に、長崎将幸さんら“部下”に指示を出す時は、指導要領の“法的拘束力”なるものは、あくまで大綱的基準にとどまる、という事実を忘れないでほしい。

↓

☆ 文科省が〇八年三月告示の小中学校の現行指導要領から、「総則」（全教育課程を大綱的に拘束）に盛った、改定教育基本法の“國を愛する態度”は、一七年三月改訂では新設の「前文」にも加筆された。

この〇八年指導要領は「第3章 道徳」に、「校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする」などと規定。この「道徳教育の全体計画作成に当たっては」、“愛国心”を含む「道徳の内容との関連を踏まえた、各教科…特別活動」等での「指導の内容及び時期…を示す必要があること」とした（一七年三月改訂ではほぼ同文を、総則に格上げし規定）。

ここでいう「各教科」は、以前から“愛国心”を小中とも指導要領に明記している社会科がまず挙げられる。

福岡市の市立小では〇二年度、校長会主導で半数近い六三校が、“國を愛する心情”を六年生の通知表・社会の観点別評価（A～Cの三段階）に入れた。

B評価を受けられた在日外国人児童の保護者が人権救済を申立て、福岡県弁護士会が〇三年二月、「思想・良心の自由を定めた憲法第一九条違反の恐れがある」として、市教委に削除指導を求める勧告書を出している。

また「特別活動」の領域でも、儀式的行事のうち、卒業式等の“君が代齊唱”強制を盛った条項について、文科省作成の参考資料にすぎない『指導要領解説・特別活動編』（一七年六月発行）が、「…日本人としての自覚を養い、國を愛する心を育てる…ためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」と明記。“君が代”強制を通じた、“愛国心”的一層の浸透が懸念される。

**2-5** 児童・生徒が主人公の卒業式等では、天皇の治世の永続を願う、政治色の濃い歌詞である“君が代”は（メロディを流すだけも含め一切）実施するべきではない。本会は“君が代”を国歌と認めていない。その理由は、国歌なるものは人々の心を特定の方向に統合する危険な目的があるし、そもそも普通の人は日常生活で国歌なるものは関係ないからだ。今後も“国旗国歌法”なるものを国旗法だけに改正し、指導要領は特別活動はもちろん、社会・音楽も大幅に変えるよう、リベラル派国会議員に働きかけて

220502提出請願 3頁

いく。

しかし国旗は、普通の人は日常生活でも飛行機や船に乘る時、機体に張り付けたり掲げたりする必要があり、都教委等が敬礼を謀んでいる正面掲揚ではない、三脚掲揚で実施すべきだと考える。

とはいっても、都教委が10・23通達を撤回するまでは、後掲の「☆印」の『マスコミ市民』2015年11月号（教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆。抜粋。全文は後日、メールで情報提供する）が報じる。

——式の開始前に「“君が代”時の起立・齊唱は強制するものではない=立つ・立たない、歌う・歌わないは各自のご判断で」と、校長や司会者から児童・生徒、保護者（教職員にも）に言ってもらうことによって、児童・生徒、保護者（教職員にも）の思想・良心の自由（内心の自由）を守っていく、必要性——

を、2015年8月21日、参議院議員会館での文科に外務・法務を加えた3省との交渉（福島瑞穂議員の他、当時議員だった糸数慶子さんも参加）で、文科省教育課程課の鈴木智哉（ともや）・企画調査係長が明言した。

その後も文科省はこの発言を変えていないので、堀川拓郎さん始め市教委指導ラインは、全市立小中の校長に「“君が代”時、立つ・立たない、歌う・歌わないは各自のご判断で」といった思想・良心の自由（内心の自由）の説明をして良い、と伝えてもらいたい。

なお外山喜久男・元神奈川県立高校教諭らの情報では、神奈川県教委は「“君が代”時、立つ・立たない、歌う・歌わないは各自の判断で」といった思想・良心の自由（内心の自由）の説明をして良い、と明言したことである。

☆ 教職員や保護者、研究者ら市民は2015年1月29日、文科省交渉を行ったのに続き、8月21日、参議院議員会館で同省に外務・法務を加えた3省との交渉を行った。

交渉では、主催者側が前記・東京の他、埼玉・広島・北海道・大阪の児童・生徒自身も各弁護士会に人権救済の申立てをしてきた事実などを報告。

この後、10・23通達発出直後の都立高校の卒業式に参列した元保護者が、「都教委指導主事が黒革の手帳を手に、“君が代”時の起立状況を背後から監視し、異様だった」と発言。

都立特別支援学校の元保護者も「通達前の

卒業式はフロア形式だったので、車イスの生徒も校長の所に自走し卒業証書をもらえ、嬉しそうな顔を保護者席から見られた。だが通達後は、都教委が日の丸旗に正対させるよう壇上での証書授与を強制しているので、介助がないと子どもたちは証書をもらいに行けず、背中が見えるだけで、子どもの顔（表情）も見られなくなった」と、10・23通達による人権侵害の実態を、切々と語った。

これを受け市民側が、事前の文書質問への文科省の回答も踏まえ、「卒業・入学式の開始前、予(あらかじ)め『起立齊唱は強制するものではない』と学校から言ってもらうことによって、『思想・良心の自由（内心の自由）』を確保してもらいたい」と再質問。

これに対し、文科省教育課程課の鈴木智哉（ともや）・企画調査係長は、「生徒の人権侵害を防ぐためには、事前に内心の自由があることを告知するのも、創意工夫の一つだと考える」と回答した。司会の元高校教諭が再確認すると、鈴木氏は「学校においてそのようにご判断を頂いたのであれば、そういう判断もあり得るということだ」と再回答。参加者数人から拍手が上がった。

主催団体の一人、外山喜久男・元神奈川県立高校教諭は筆者の取材に、「学校から内心の自由を事前告知すれば、“君が代”問題で苦悩・葛藤を持つ生徒・保護者はいかに気持ちが楽になるか、想像に難くない。生徒たちは卒業式という最後の授業で、憲法の意義を実感することもできる」と述べつつ、「文科省回答を『絵に描いた餅』にしてはならない。どのような表現で伝えるか、各学校で創意工夫が必要」と語った。

2-6 改訂指導要領の社会は、(1)憲法を学んでいない小4への自衛隊の前倒し教え込みや、(2)民主主義国にあるまじき、特定の人物である天皇への“敬愛の念”強制等、少なからぬ問題点を孕んでいるが、紙幅の関係で、この件で請願を出すのは将来に回したい。



報告事項第5号

「新型コロナウイルス感染症対策に関する令和4年4月15日以降の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について

このことについて、次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

新型コロナウイルス感染症対策に関する令和4年4月15日以降の  
市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

日野市教育委員会

### 1 学校運営の基本方針

- 幼児・児童・生徒が安心して登園・登校できるよう、日野市立幼稚園・小中学校は、文部科学省及び東京都教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止対策を実施し、「子供たちの学びと育ち」を支える教育活動を行う。
- 教育委員会事務局は、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況等について衛生主管部局と相談し、東京都の感染レベルに基づき判断する。その上で日野市立小中学校長会と連携し、感染予防・感染拡大防止対策を進めていく。

「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

レベル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（※）における分類	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況
	レベル3 (難を避けるべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができると判断された状況
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
レベル0	(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

### 2 幼児・児童・生徒等に対する指導

#### (1) 基本的な感染症予防策の徹底【レベル1】【レベル2】【レベル3】

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

- ・身体的距離が十分とれないときは、必ずマスクを着用するようにする。
- ・一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを、保護者に適宜情報提供を行う。
- ・手洗いの際は、石鹼やハンドソープで10秒もみ洗いをしたのち、流水で15秒すぐようとする。

- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

- 登園・登校前の健康チェック

- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）

- 気候上可能な限り常時換気する。困難な場合はこまめに行う。（30分に1回以上換気）

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

(2) 学習活動について

【レベル1】

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2022.4.1Ver.8)」に示された感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施を検討する。実施する際には、衛生管理マニュアルに示されたレベル2地域における留意事項をできるだけ参照する。

【レベル2】

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、可能な限り感染症対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」を伴う活動については、可能な限り避けるようにする。実施しなければならない場合は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどの感染予防・感染拡大防止対策を講じる。

【レベル3】

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動については、行わないようとする。

感染状況に応じて、学校における対面での指導とオンラインを活用した学習活動を組み合わせることを検討する。

(3) 部活動について

【レベル1】

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2022.4.1Ver.8)」に基づいた感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で、「日野市における部活動に関する方針」に則った活動を行う。

※午前から午後にかかる活動は、昼食など喫食を伴うことから感染リスクが高まるところから、部活動においては昼食を伴う活動を計画しないようにする。

【レベル2】

感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で「日野市における部活動に関する方針」に基づいて活動を行う。練習試合や合同練習等の企画・実施に当たっては、部活動を担当する教員のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大を防止するための対策を講じること。

【レベル3】

感染及びその拡大リスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動することとする。中学校体育連盟主催以外の大会参加や学校が独自に行う他校との練習試合や合同練習等は行わない。

(4) 学校行事について

【レベル1】

学校行事は子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認し、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法について十分配慮する。

### 【レベル2】

- ・児童・生徒が学年を越えて一堂に集まって行う行事を控える。
- ・学校運営に欠かすことのできない行事については、人と人との間隔を確保するなど、感染症対策を工夫した上で実施する。

### 【レベル3】

- ・保護者会など、多くの保護者が参加する行事についてはオンラインでの開催などを検討する。
- ・幼児・児童・生徒の指導に必要な保護者との面談等については、感染予防・感染拡大防止対策を徹底して実施する。

## (5)校外学習等の実施について

### 【レベル1】

- ・感染症対策について保護者に十分に説明し、保護者の同意を得て実施する。

### 【レベル2】

- ・校外活動等のうち、日常の教育活動と比較して、感染リスクが高いと考えられるものは行わないようとする。
- ・見学地等の感染状況及び関係自治体の方針等を確認するとともに、保護者の同意を得た上で実施する。また、貸切バス等を利用する場合は、座席を指定するなどして、教員による確認や指導ができる状態にする。公共交通機関を利用する場合は、混雑する時間帯や車両を避ける等、3密を回避することとする。

### 【レベル3】

- ・実施を見合わせる。

## (6)体育的活動の実施について【レベル2】【レベル3】

- ・実施にあたっては、その意義や必要性を確認し実施方法や内容を検討する。
- ・児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況を踏まえ、実施について判断する。

## (7)昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底【レベル1】【レベル2】【レベル3】

- ① 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ② 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底する。
- ③ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を控える。

## 3 家庭における感染症対策の依頼【レベル1】【レベル2】【レベル3】

### (1)家庭における感染症予防策の徹底

- 東京都が呼びかけている感染予防・感染拡大防止対策に合わせて、下記の内容について保護者の皆様に協力をお願いする。
- ① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
  - ② 毎朝検温、健康観察（レベル2のときには、家族に何らかの症状が見られる場合は幼児・児童・生徒等を無理せず休養するよう働きかける。※この場合、各学校においては、児

童・生徒等の学習の保障を図ること。)

- ③十分な換気
- ④手が触れる場所などの消毒
- ⑤タオルなどを共用しない。
- ⑥買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- ⑦同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

#### 4 教職員等の健康管理の徹底【レベル1】【レベル2】【レベル3】

##### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ①3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット

- ・授業や会議の際には、必ずマスクを着用する。
- ・正しいマスクの着用方法を確認し、実践するようとする。
- ・不織布マスクが感染拡大防止について最も高い効果をもつことを踏まえ、不織布マスクの着用を働きかける。
- ・手洗いの際は、石鹼やハンドソープで10秒もみ洗いをしたのち、流水で15秒すぐようする。

- ②毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状がみられる場合など、健康状態に不安がある場合は出勤せず、受信する）

- ③出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録する。）

- ④委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

##### (2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ①喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ②大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- ③大人数、大声、至近距離での会話を控える。

##### (3) 家庭における感染症予防策の徹底

- ①3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- ②毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- ③十分な換気
- ④手が触れる場所などの消毒
- ⑤タオルなどを共用しない。
- ⑥体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- ⑦同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

##### (4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を控える。



報告事項第6号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

## 行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	3月25日	4月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒特定健康診断（腎臓健診）業務委託契約書及び尿検査学校別集計票（2019年度、2020年度、2021年度）</li><li>・細菌検査業務委託仕様書（2019年度、2020年度、2021年度）</li><li>・「細菌検査業務」事業報告（2019年度、2020年度、2021年度）</li></ul>	全部公開

報告事項第7号

令和4年度「選べる学校制度」実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

## 令和4年度予定「選べる学校制度」増減内訳表

卷之三

学校】

報告事項第8号

保有個人情報の開示請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

非公開